

5 福教文第 203 号
令和 5 年 5 月 1 日

福津市監査委員 灘谷 和徳 様
福津市監査委員 榎本 博 様

福津市長 原崎 智仁
(教育部 文化財課)

令和 4 年度定例監査措置状況通知書

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により報告された、令和 4 年度定例監査の結果において、指摘事項となっていたものについては別紙のとおり措置を講じたので、その内容を同条第 14 項の規定に基づき通知いたします。

定例監査の結果に基づく措置状況について (報告)

(文化財課)

定例監査実施日：令和5年1月24日

監査対象年度：令和3年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 備品等の管理について</p> <p>平成28年に庁舎統合をする際、備品の総点検を行って以降、備品点検を行っていなかったことは問題である。備品件数も多く、また所在場所が庁舎内だけではないこともあり、確認が難しかったことは理解できる。しかしながら福津市財務規則第233条において、課長等は市長よりその所管に属する使用中の物品の管理を委任されている。物品の管理のため、年度内に1回は備品点検を行うべきものである。今後において、必ず年1回は適切に備品点検を行われるように努められたい。</p>	<p>(1) 備品等の管理について</p> <p>備品件数が約600件と非常に多く、保管場所も3箇所に分かれており、計画を立てて備品点検を実施する必要があります。まずは令和5年5月前半までに新たに作成したフローチャートの要領で備品の確認作業を行います。</p> <p>その後、新たに作成したスケジュールに基づいて、令和5年5月後半までには、各係長及び担当者の業務調整を行い、6月から点検作業を開始します。</p> <p>遅くとも令和5年度末までに総点検とシステムへの適正な登録を完了します。</p>